

山梨県ウィークリースタンス実施要領

1. 趣旨

建設産業の働き方改革への取組が進む中、公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の育成・確保が、受発注者共通の責務となっている。

ウィークリースタンスは、受発注者間において計画的に工事、業務を履行するためのルールを定め、お互いの業務環境を改善することにより、目的物の品質確保につなげるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする。

この要領は、山梨県県土整備部が発注する工事、委託業務において、ウィークリースタンスを実施するに当たり、必要な事項を定めたものである。

2. 対象

- ・山梨県県土整備部が発注する全ての工事、委託業務
- ただし、災害及び維持管理業務委託等の緊急を要する場合は除く。

3. 実施内容

建設産業の働き方の改善を図るため、以下の取り組みを実施する。

- ① ノー残業デー（水曜日等）は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける
…ウェンズデー・ホーム
- ② 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない…マンデー・ノーピリオド
- ③ 休前日（金曜日等）に依頼をしない…フライデー・ノーリクエスト
- ④ 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない
…オーバーファイブ・ノーミーティング
- ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない…イブニング・ノーリクエスト

4. ウィークリースタンスの進め方

- ・この取り組みは、受発注者間の工事、業務を進める上での姿勢（スタンス）を示したものであり、現場等の条件や企業方針により、実施の判断や内容の変更等、柔軟性を持って行うものとする。
- ・実施にあたっては、工事、業務による特性を勘案し、実施項目を受発注者で確認・共有のうえ、施工（業務）計画書に取り組み内容を記載すること。

5. 特記仕様書への記載

対象となる工事、業務は、別添「特記仕様書記載例」のとおり特記仕様書に明記しなければならない。

6. 適用

本要領は、令和6年4月1日以降に公告（指名競争入札においては指名通知）する工事、業務から適用する。

平成31年3月26日	策 定
令和 2年3月11日	一部改定
令和 5年3月27日	一部改定
令和 6年3月 1日	一部改定